

## 【教職員向け】

### 新型コロナウイルス感染拡大防止と面接授業実施に係るガイドライン

制定：令和2年 6月 2日

改訂：令和2年12月18日

危機対策本部

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と学生の学修機会の両立を図るため、面接授業を実施するにあたって、遵守する事項をまとめたものです。

なお、このガイドラインの内容は、政府等が示す対策の変更に従い、変更することがあります。

また、以下の内容は、基本的な対策を示すものであり、授業担当教員自身で一層の工夫を行っていただくことを前提とします。

#### 1. 健康管理

- (1) 毎朝の検温と記録、1日の行動（通勤経路・使用教室）の記録をお願いします。
- (2) 発熱や咳など風邪の症状や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、出勤を見合わせ、「体調不良時のフローチャート（教職員用）」に基づいた行動をお願いします。

#### 2. 通勤

- (1) 通勤前には各自で検温を行い記録してください。
- (2) マスクは各自で準備し、必ず着用してください。
- (3) 公共交通機関を利用する場合、混雑している車両を避けるなど、できるだけ他者との距離をとるなど、ソーシャルディスタンスの確保を心がけてください。

#### 3. 大学到着時や学内施設利用に関する事項

- (1) 建物に入ったら、石けんによる手洗いや消毒液で手指の消毒を行ってください。
- (2) 手指の消毒液は各建物の入り口に配備します。消毒液の補充は、共通講義棟は教育支援課で行いますが、各教棟は各ユニット等でご対応ください。
- (3) マスクが汚損した場合や手持ちがない場合は、健康科学センターまでご相談ください。

#### 4. 共通講義棟の教室での授業に関する事項

- (1) 授業実施の際はマスクを必ず着用してください。
- (2) 各教室の AV 機器やスイッチを触る際、マイクを使用する際は、各教室に配備しているゴム手袋もしくはアルコールティッシュを使用してください。
- (3) 共通講義棟の各教室は、学生の身体的距離を確保するため、席数を試験時の席数に制限しています。使用できない席には「使用不可」の掲示を行っていますので、学生には座席配置に従って着席させてください。また、飛沫感染防止のため、授業の際には学生との距離感を意識してください。
- (4) 授業開始時に学生に対し、行動記録、検温の記録を行っているかを確認してください。その両方がない場合は退室させてください。確認方法は口頭での呼びかけでも構いません。
- (5) 共通講義棟の教室の使用可能な座席には番号を振っています。受講生にはその座席番号を記録するように指示してください。
- (6) 教室出入口のドアは常時開放してください。
- (7) 基本的に窓も2方向開けた状態にしてください。閉めている場合でも、30分に1度は10分ほど窓を開けて換気を行ってください。
- (8) 共通講義棟の各教室の AV ラックの鍵は常時開けた状態にしますので、教育支援課での受付は不要です。AV 機器の電源のオン/オフは各自で行ってください。その際は(2)に従ってください。
- (9) エアコン・照明のスイッチ類には触れないようにしてください。共通講義棟の教室は教育支援課で管理をしますので、授業終了後もつけたままで構いません。
- (10) 共通講義棟の各教室の机・椅子は、毎朝、清掃業者が消毒作業を行います。
- (11) 授業時の具体的な活動時（グループワーク等）には、以下の点を留意してください。
  - ・ 学生同士の接触、密集、近距離での活動、向かい合っでの発声は可能な限り避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るようにしてください。
  - ・ 学生間で文房具等の貸し借りは行わせないようにしてください。

## 5. 各教棟の教室での授業に関する事項

(1) 上記4で示した事項を各ユニット等でご対応ください。

(2) 授業時の具体的な活動時（グループワーク、実験、実習等）には、以下の点を留意してください。

- ・ 学生同士の接触、密集、近距離での活動、向かい合っでの発声は可能な限り避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るようにしてください。
- ・ 学生間で文房具等の貸し借りは行わせないようにしてください。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせてください。
- ・ 体育実技や音楽実技等は、政府、関連学会等によるガイドライン等を踏まえた感染防止対策を遵守して、授業を実施してください。

## 6. 授業の欠席に関する取扱い

(1) 授業の欠席については、従来の「学生の授業欠席の取扱いについて（重要通知）」とともに、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて策定した「新型コロナウイルス感染症に係る授業欠席の取扱いについて」に基づいた取扱いを行ってください。

(2) 上記（1）によらず学生自らの意思で、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、授業を欠席したいと申し出た場合、本学は、本ガイドラインに沿った感染症対策を踏まえて面接授業を実施しており、他の受講生との平等性を確保するため、公欠の扱いとはしません。

但し、授業担当教員の判断で面接授業の出席によらない課題の提出や同時に遠隔授業を行う等の代替の方法をもって出席と取り扱うことは可能です。

(3) 基礎疾患があり、新型コロナウイルス感染症の感染に不安がある学生へは、健康科学センターへ相談するよう誘導してください。